「身体障がい者手帳交付事務に係る特定個人情報保護評価書（案）について」
に対するパブリック・コメントの実施結果について

1　実施概要

（1）意見募集期間

令和８年７月22日（水）から 令和８年８月21日（金）まで

（2）募集方法

送付、ファックス、電子メール、窓口へ提出

（3）意見募集の公表方法

・大阪市ホームページ

・福祉局障がい者施策部障がい福祉課及び市民情報プラザで配架

2　実施結果

（1）意見受付通数

受付通数　１数（意見総数　１件）

（2）受付通数の内訳

・受付方法別（通）

持参	送付	ファックス	メール
0	0	0	1

・居住別（人）

市内	府内	府外	無回答
0	0	0	1

・年齢別（人）

17歳以下	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
0	0	0	0	0	0	0	0	1

3　ご意見と要旨と本市の考え方

ご意見が１件ありました。

要約となりますが、「アクセス制御や職員教育等による情報の持出防止対策は重要だが、高度化するサイバー攻撃や人的ミスを完全には排除できず限界がある。そのため、不正アクセスや情報の持ち出しが起きても、取得データ単体では利用できないよう、自動・標準で多層的にデータ保護を行う仕組みを併用すべき。また、今後のシステム更改や委託先選定等でも、当該データ保護技術を評価・検討対象に含めることを要望する。」とのご意見でした。

システム全体のセキュリティ対策等に関するご意見でしたので、今回、個別の評価書の修正には反映しておりませんが、今後の事務の参考とさせていただきます。